

「知的財産推進計画 2012」骨子

I 情勢変化と知的財産戦略の新たな挑戦

1. グローバル・ネットワーク時代の世界の潮流と日本
2. 知的財産戦略本部のこれまでの取組
3. 新時代に立ち向かう知的財産戦略の新たな挑戦

II 國際競争力強化に資する2つの知的財産総合戦略

1. 知財イノベーション総合戦略
2. 日本を元気にするコンテンツ総合戦略

III 戦略実施の工程表（附表）

＜参考1＞クールジャパン関係施策一覧

＜参考2＞知的財産推進計画 2011 の実施状況

＜参考3＞最近の知的財産戦略の8大成果

I 情勢変化と知的財産戦略の新たな挑戦

1. グローバル・ネットワーク時代の世界の潮流と日本

ダイナミックな世界の変化は更に加速している。国境を超えて情報、資金、物、技術、人が、より自由に素早く往来するボーダーレス化が進み、高速インターネットでシームレスに世界がつながる「グローバル・ネットワーク時代」が到来していることは、「知的財産推進計画2011」で指摘したとおりである。世界に向けて発信された情報は、瞬時に地球の隅々まで届き、ネットワーク上で多くの人と人がつながるだけでなく、家電製品や自動車といった様々なモノまでつながり始めた。こうした「つながり」を通じて世界を変革する「グローバル・イノベーション」は、一層スピードを増している。同時に、イノベーション創造の仕組みも変化し、世界の多くの参加者による無数のチャレンジの組合せから無限の可能性を引き出す「オープン」、「グローバル」、「フラット」なシステムとなり、莫大な価値創造機会を生みだしている。こうした流れの中で、知財戦略の焦点は、プロパテントからプロイノベーションに移行しており、従来の技術至上主義の発想から脱却し、まず全体システムを構想して要素技術は世界中から最適調達し、機敏にグローバル・ビジネスを開拓する「事業起点モデル」の存在感が高まっている。これに伴い、知財マネジメントも高度化・複雑化し、従来とは異なる飛躍が求められる。例えば、スマートフォンやタブレット端末に関し、グローバル企業間では単純な特許紛争ではなく意匠や著作権も含む激しい「知財戦争」が繰り広げられている。そこでは、特許・実用新案、意匠・商標、著作権、トレードシークレット、ノウハウはもとより国際標準やアンチトラスト対応も含む全ての知財ツールを駆使する「多次元的(multi-dimensional)」な知財マネジメントが欠かせない。

一方、日本経済をみると、欧州の金融不安や新興国の台頭に加え、昨年の未曾有の東日本大震災、歴史的な円高、タイの大洪水が重なり、極めて厳しい状況にある。日本が新たな時代に対応し、世界をリードする国家の姿を示さなければ、これまで築き上げた国際的地位を損ねることにもなりかねない。他方で、エネルギー・地球環境問題が世界的な重要課題となる中で、日本が先導し、貢献できる分野が多い。また、日本のものづくり産業は、東日本大

震災の甚大な被害から急速にサプライチェーンを立て直し、世界から驚きと称賛を得ている。さらに、我が国は、文化を大切に継承し、自由な発想・表現ができる成熟社会を実現して、優れたコンテンツを育む豊かな土壌を備えている。映像や音楽といった我が国のコンテンツは、強い国際競争力を持つ優れた知的財産であり、長い歴史が培った文化を背景に諸外国の人々の心に訴える深みと豊かさを有している。製品や情報が素早く世界に普及・伝播する時代だからこそ、個性豊かな文化の香りを届けるコンテンツへの興味は格段に高まっている。例えば、ストーリー性豊かな日本のアニメは海外でも大人気であり、クールジャパンに代表される日本の美意識や優れた文化的伝統は、世界で多くの共感を得ている。こうした日本文化が詰まった魅力的なクールジャパンの海外展開やコンテンツ特区も活用した訪日機会の増進を通じて、我が国への興味、関心や憧れを涵養することで、関連産業の振興や経済の活性化とともに、官民の対外活動での日本の存在感と発言力を高める「ソフトパワー」を強化することができる。加えて、クラウドコンピューティング、ソーシャルメディア、携帯端末、電子書籍など、次々に新たなビジネスモデルが登場してくる中で、日本独特の繊細な感性を活かして利便性と信頼性を両立させることで、新たなビジネスチャンスを創造できるはずである。

2. 知的財産戦略本部のこれまでの取組

今から 10 年前、2002 年の通常国会で、総理自ら、「我が国における研究活動や創造活動の成果を知的財産として、戦略的に保護・活用し、我が国産業の国際競争力を強化することを国家の目標」とし、「知的財産戦略会議を立ち上げ、必要な政策を強力に推進」すると宣言した。知的財産戦略会議で、「知的財産戦略大綱」を取りまとめ、日本が「知的財産立国」で再び立ち上ることを目指した。その後、異例のスピードで同年中に知的財産基本法が制定され、翌 2003 年、総理を本部長とし、すべての閣僚と総理が任命する有識者から構成される「知的財産戦略本部」が内閣に創設され、一つの府省では実現不可能な大きな課題に取り組んできた。行政と司法が連携して知的財産高等裁判所を設立し、主要大学に知財本部を置き、任期付審査官の大量採用を通じて特許審査に要する時間は飛躍的に減少した。G 8 サミットで「偽造品の取

引の防止に関する協定（ACTA）」の必要性を提唱し、偽造品撲滅への国際協力が始動した。

2010年からは、各府省の政務クラスによる企画委員会、有識者による「知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会」、「コンテンツ強化専門調査会」、「国際標準化戦略タスクフォース」及び「知財人財育成プラン検討ワーキンググループ」並びに関係府省による「クールジャパン推進に関する関係府省連絡会議」及び同幹事会を設置して、官民の知恵を総結集し、政治・行政の重層的体制で戦略の構築と実行を進めている。その基本文書が「知的財産推進計画2010」と「知的財産推進計画2011」であり、「どの府省が」、「いつまでに」、「何を」実施するかを工程表で明記し、多岐にわたる戦略を着実に実行し、成果を挙げている。

最近の主な成果は、次の8つである（詳細は参考3参照）。第一に、産業競争力の再強化のため、日本政府として初めて7つの最重要分野（先端医療、水、次世代自動車、鉄道、エネルギー・マネジメント、コンテンツ・メディア及びロボット）の国際標準化戦略を策定した。第二に、クールジャパンを世界に向けて強力に打ち出すため、従来各省で実施していたコンテンツ支援施策に食や観光などを加え、政府として統一的に進める体制を構築した。第三に、「偽造品の取引の防止に関する協定（ACTA）」について、東京会合で大筋合意し、東京で署名式を開催した。また、東日本大震災から復興中の仙台でACTAシンポジウムを開催した。第四に、中小企業の特許出願を支援するワンストップ相談窓口を全国47都道府県に設置し、支援体制を整えた。第五に、映像コンテンツ権利処理機構による権利処理を開始し、放送番組の電子配信を加速するとともに、電子書籍普及を目指す出版デジタル機構の設立を決めた。第六に、コンテンツの海外展開を支援するAll Nippon Entertainment Worksを設立した。第七に、刑事裁判で営業秘密を秘匿できるよう不正競争防止法が改正され、また、特許のライセンスを受けた者が事前登録なく差止請求に対抗できるよう特許法が改正された。第八に、特許制度の国際調和を進めるため、当本部の創設当初から欧州とともに米国の特異な先発明主義を改めるよう働きかけてきた結果、ようやく世界と調和する先願主義に移行する画期的な米国特許法改正が成立した。

知的財産戦略本部は、これまで総理のリーダーシップの下で大きな課題に取り組み、様々な成果を挙げ、世界の模範となつてい

る。その例として、韓国では昨年に知識財産基本法を制定して国務総理を委員長とする国家知識財産委員会を新設し、任期付審査官の採用を開始している。また、中国では2008年に國務院が「國家知的財産権戦略綱要」を公布し、戦略実施省庁間連絡会議を通じて実行する一環として、審査官が約4000人に増員され、2015年には9000人まで増員される予定である。このように、当本部の取組は、現に世界をリードしており、今後も引き続き新しく困難な課題に立ち向かっていかなければならない。

3. 新時代に立ち向かう知的財産戦略の新たな挑戦

グローバル・ネットワーク時代に我が国の国際競争力を高めるためには、知的財産戦略においても、新たな変化に即した新たな発想と手法が求められている。同時に、東日本大震災から日本が再び立ち上がり、世界で輝く上でも、知的財産戦略が果たす役割は引き続き大きい。こうした要請に応える知的財産戦略の大きな柱としては、国際標準化を視野に入れつつ最先端の人財育成を含む知財システムの強化とともに、我が国の魅力的な知的財産としてのソフトパワー活用が極めて重要となっている。

第一に、「知財システムの強化」に関しては、特許の国際的な勢力地図に変化がみられる。中韓など非英語特許文献が急増し、グローバルに活動する企業にとって世界市場での周到な特許戦略が重要となっている。さらに、中小企業や鉄道、水、医療など近年急速に海外展開に取り組んでいる産業でも、適切な知財戦略が欠かせない。また、韓国のIPハブ構想にみられるように、特許システムも国際的なサービス競争に晒されている。司法制度を含めた権利行使が国際水準からみて不十分と判断されれば、グローバル企業は日本の特許システムから去っていくおそれがあり、残念ながら、こうした懸念は一部で顕在化しつつある。したがって、日本の特許システムを再点検し、国際的な求心力を更に高めることが必要である。そうした中で、特許システムの国際調和については、着実に実績を挙げてきており、2001年に特許庁は審査情報を外国特許庁に提供する仕組みをスタートさせ、2006年に日本の提唱により日米間で始まった特許審査ハイウェイは、既に25か国・地域に拡大している。今後も、将来の英語審査も視野に、特

特許分類を始めとする国際調和を進め、日本が世界の特許システムをリードしていかなければならない。

また、国際標準については、オープン・イノベーションの拡大と並行し、デジタルのみならずフォーラムやデファクトも含む「ルール作り」が国際競争のかぎを握るに至っているが、これまで日本の産学官のリーダーにおける国際標準の戦略的重要性に対する認識は、一部の専門家の努力にもかかわらず十分には浸透していなかった。そこで、当本部は、関係府省と民間関係者が一体となった戦略構築を急いできたが、更に厳しい国際競争に立ち向かうためにも、ルール作りの内側に入り込み、中長期的視点で人財を育て、適切な認証体制を構築することが急務となっている。

他方、個々の制度的課題を超えて、総合的な知財マネジメントがますます重要となっている。これまで日本企業では、知財は経営や研究開発に従属して権利取得手続を行う副次的なものと位置付けられていた。しかし、今日では、知財戦略と経営戦略と研究開発戦略とが三位一体となったグローバルな企業戦略こそが激しい国際競争での生き残りに欠かせない。数を競う単純な権利取得・確保ではなく、事業構想や研究開発段階から多次元的な知財マネジメントを適切に行い、自ら仕掛けることも必要となる。こうした広範で高度な知財マネジメントを担う「知財マネジメント人財」の育成・確保が極めて重要になっている。

こうした認識を踏まえ、「知的財産推進計画2012」においては、知財イノベーションのための総合戦略を強力に推進する。グローバル・ネットワーク時代に対応し、我が国の知財システムの競争力を高めるとともに、国際標準化を含む総合的な知財マネジメントの実現により、我が国が世界に誇る技術力・デザイン力・ブランド力を最大限に発揮してイノベーションを創成し、我が国の国際競争力の強化につなげる。同時に、最先端の知財マネジメント人財を養成する場の形成や知財マネジメント戦略研究拠点の整備を含め、新たな時代に対応する知財人財を加速的に育成・確保する「知財人財育成プラン」を強力に実行する。

第二に、「ソフトパワーの活用」に関しては、デジタル・ネットワーク時代が到来し、ボーダーレスな世界市場が誕生する中、優れたコンテンツを保護する著作権制度が難しい課題に直面しているのが現状である。技術革新で情報の複製と転送のコストがほぼ

ゼロとなり、複製情報が世界中に容易に伝播する環境の下で、優れたコンテンツの創造という知的活動の源泉が枯渇しないよう、知識の共有と同時に著作権を適切に保護する新たな発想と展開が必要とされている。

また、「知的財産推進計画2011」で戦略の柱に据えたクールジャパンについて、海外展開の取組に厚みと広がりを増しつつ、総合的に拡大・強化することが重要である。こうした海外展開の際に民間企業にとっては情報不足によるリスクや体制整備の負担が障壁となるため、例えば、官民一体でモデルとなる成功事例を示すことで、後続の挑戦を増やし、更なる成功事例を積み重ねていくことが必要である。さらに、コンテンツ特区を活用して映像制作の口ケを誘致し、海外からの関心を高めて訪日機会の飛躍的増加を目指すことは、東日本大震災からの創造的復興にも大いに資するものとなる。

こうした認識を踏まえ、「知的財産推進計画2012」においては、日本を元気にするコンテンツ総合戦略を力強く推進する。デジタル・ネットワーク時代の世界の変化を大きなチャンスと捉え、新ビジネス・新市場の創出に向けた環境整備を加速し、日本の活力を高めていく。同時に、クールジャパンは、世界を魅了できる重要な知的資産であることから、こうしたソフトパワーを最大限に活用し、アジアを始めとする海外展開や訪日旅行の促進を有機的に推進し、我が国新たな経済成長の原動力としていく。

今こそ、次の10年を見据え、個々の制度や個々の担当府省の守備範囲を超えた総合的かつ包括的な知的財産戦略が求められている。そこで、本部長である総理のリーダーシップの下、グローバル・ネットワーク時代に日本が堂々と歩を進められるよう、国際競争力強化に資するために、上記の2つの総合戦略を大きな柱として、知的財産基本法第23条に基づき、「知的財産推進計画2012」を策定する。以下、各論を示すが、「いつまでに」、「誰が」、「何を」実施するかを工程表で明確にしながら、多岐にわたる戦略を確実に実行していく。

II 国際競争力強化に資する2つの知的財産総合戦略

1. 知財イノベーション総合戦略

【成果イメージ】(2020年)

- 知的財産の活用を促進し、世界に先駆けた新規事業を創出する。
*
 - 技術輸出額：約2兆円（2010年度）→約3兆円 *
 - グローバルに活躍するニッチトップ事業を多数輩出する。 *
 - 中小企業による輸出額：約10兆円（2010年）→約14兆円 *
 - 研究開発・事業化戦略と連携した戦略的な国際標準化の推進や知的財産権の獲得・活用を通じて、産業競争力を強化しつつ国際標準化特定戦略分野において世界市場を獲得する。 *
- （＊は「知的財産推進計画2010」で設定したもの。以下、同様。）

【目標指標】(2020年)

- 国際特許出願において、我が国が国際調査を管轄する国を、アジア地域を中心として拡大する。
- 海外事業展開に対応してグローバルな特許を低成本かつ効率的に取得できる環境を整備し、特許の海外出願比率を高める。 *
 - ・日米欧韓中の五大特許庁間における共通の特許審査基盤を整備する。
 - ・海外特許出願に対する特許審査ハイウェイ（PPH）利用可能率を高める。（約70%（2010）→約87%（2011）→90%）
- 中小・ベンチャー企業における特許制度利用者の裾野を広げる。
(新たに特許出願をした中小・ベンチャー企業数（累計）：約3万社) *
- 中小・ベンチャー企業による海外出願件数を増やす。（約0.8万件（2011）→1.2万件以上） *
- 国際標準化戦略内のロードマップに示されたアクションプランを着実に履行し、各特定戦略分野の産業競争力を強化する。
- 国際標準化機関における幹事国引受け件数を増加させる。（75件（2012）→150件） *

① グローバル時代の知財システムを追求する。

【情勢認識】

グローバル・ネットワークの形成をめぐる競争が激しさを増す中で、企業は、より予見性が高く、より安定した「知財システム」の構築を求めており、各国の「知財システム」の間の競争もまた激化している。

米国は、2011年に、これまで堅持してきた「先発明主義」を改め、グローバル・スタンダードである「先願主義」に移行するという歴史的な決断を行った。中国における特許出願件数は、2010年には40万件に迫り、我が国を追い抜き、2011年には米国を抜いて世界第1位に躍り出た。そして、2015年には特許、実用新案及び意匠の出願を合計200万件に引き上げることを目標に掲げている。欧州は、2011年に、EU特許制度の導入に向けて本格的な検討を開始した。韓国は、IPハブ構想を掲げて、国際知財秩序の形成誘導に動き出すとともに、2011年には知識財産基本法を制定し国務総理を委員長とする国家知識財産委員会を新設し、任期付審査官の採用を開始している。

他方、近年、知的財産権の侵害の手法の高度化、デジタル技術の発展などにより、模倣品・海賊版による知的財産権の侵害が増大する中で、日本の提唱に端を発し、知的財産権の執行に関するより効果的な枠組みであるACTA（偽造品の取引の防止に関する協定）の発効に向けた取組が進められている。

新興国が生産拠点としても市場としても存在感を増す中で、企業がグローバルにビジネス展開を行う上で、現地での知財問題を無視できなくなっている。

また、日本を含む先進国がリードしてきた世界の「知財システム」においても、新興国の影響はますます大きくなっている。

このような中で、我が国は、五大特許庁の一翼としても、世界において主要な地位を維持・向上するとともに、アジアにおいても先導的な役割を果たさねばならない。そのために、我が国の「知財システム」の整備を一層図りながら、各国との競争と協調の中で、我が国産業の国際競争力の強化に資するようグローバル知財システムの構築を一層リードすることが必要である。

(イ) 国際的な知財システムの強化

【施策例】（注：以下、「短期」とは1～2年、「中期」とは3～4年で実施する事項である。）

- ・特許制度の国際調和の推進

特許制度調和の議論のベースを提供するため、我が国のリードにより、五大特許庁会合の枠組みを活用して、制度・運用の国際比較を行い、その分析結果を活用して提言を行いつつ、特許制度調和を推進する。（短期・中期）（経済産業省）

- ・国際的な予備審査の推進

アジア諸国を始めとする外国発の国際特許出願について、我が国が国際調査を管轄する国の拡大を推進する。これらの国や国内からの英語による国際特許出願に対し、英語での国際的な予備審査を推進する。（短期・中期）（経済産業省）

- ・特許審査ハイウェイの新興国への拡大

特許審査ハイウェイ（PPH）を、アジアを始めとする新興国に更に拡大する。（短期・中期）（経済産業省）

- ・国際審査官協議の推進

世界各国の特許制度、審査実務及び特許分類の調和を進めるため、欧米を始めとした特許庁に審査官を派遣し、中長期滞在する審査官協議を実施する。（短期・中期）（経済産業省）

- ・国際的な特許出願手続に係る利便性の向上

各国で異なる国内出願手続の統一及び簡素化を目的とした「特許法条約」への加入を視野に入れ、出願人の利便性向上に資する手続の見直しの検討を行うとともに、海外出願の促進に向けた国際的な特許出願手続に係る制度整備を進める。（短期）（経済産業省、外務省）

- ・意匠の国際登録に関するヘーネル協定加入に向けた取組の推進

我が国企業が海外において意匠権を取得する際の手続・コスト負担を軽減するため、意匠の国際登録に関するヘーネル協定への加入に向けた検討の結果を踏まえ、国内制度の利便性向上の検討を含めた同協定加入のための取組を推進する。（短期・中期）（経済産業省、外務省）

- ・意匠の保護対象の拡大に向けた検討の促進

3Dデジタルデザインを含む意匠の保護対象の拡大について

- 検討し、速やかに結論を得る。(短期) (経済産業省)
- ・商標の保護対象の拡大に向けた検討の加速
音や動きを含む新たな商標への保護対象拡大についての検討結果を踏まえて、適切な法的措置の在り方について成案を得る。(短期) (経済産業省)
需要者に提供される商品や役務の品質などを証明する標識を保護するための商標制度の在り方について検討を行う。(短期) (経済産業省)
 - ・知財制度の整備・運用改善の働きかけの強化
二国間・複数国間の交渉の機会を活用し、相手国の知財制度の整備・運用の改善を促し、産業界の要望を踏まえた知的財産の保護が達成されるよう働きかけを強化する。(短期・中期) (外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省)
 - ・途上国及び新興国の知的財産環境整備
グローバルな知的財産環境の整備を進めるため、途上国・新興国のニーズや制度の整備状況を踏まえ、人財育成を含む適切な支援を実施する。(短期・中期) (経済産業省、警察庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省)
 - ・模倣品・海賊版対策の推進
ブランドの価値を国際的に保護するため、ACTA(偽造品の取引の防止に関する協定)の早期締結・発効に向けて準備を進めるとともに、アジアを始めとする諸外国に対し、ACTAへの参加拡大を促す。(短期・中期) (外務省、経済産業省、文部科学省、総務省、法務省、財務省)
模倣品・海賊版の防止に向けて、アジアを始めとする諸外国の知的財産関係者が討議を行う模倣品・海賊版対策に関する会議及びセミナーを国内外で開催する。(短期・中期) (外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省)

(口) 我が国の知財システムの競争力の向上

【施策例】

- ・英語による特許審査を含むグローバル化に対応する特許審査体制の強化
増加する英語による国際特許出願、国際水準の品質管理及び

ユーザーニーズに応じた審査タイミングでの審査結果の提供を始め、グローバル化に対応する特許審査体制の強化を図る。
(短期・中期) (経済産業省)

- ・企業の知財戦略に対応するタイムリーな権利保護
標準化や市場動向を視野に入れた企業の経営戦略及び知財戦略を支援するため、企業ニーズに応じたタイムリーな特許権の設定を可能とする仕組みについて、諸外国の状況やユーザーニーズを踏まえた検討を行い、結論を得る。(短期・中期) (経済産業省)
- ・職務発明制度を始めとした知財管理の在り方の検討
職務発明制度について、国内外の運用状況を調査・分析し、従業者発明の取扱いを含めた望ましい知財管理の在り方について検討を行い、結論を得る。(短期・中期) (経済産業省)
- ・特許権の安定性の向上
中国語や韓国語を含む非日本語特許文献の比率が急速に高まり、審査順番待ち期間の短縮により公開前に審査される特許出願が増加する中で、国内外の情勢を踏まえて、特許権の安定性を向上させる方策の検討を行い、結論を得る。(短期・中期) (経済産業省)

② イノベーションを創出するために総合的な知財マネジメントを積極的に活用する。

【情勢認識】

世界では、多くの産業分野において、産業構造が変化し、ビジネスモデルの変容と多様化が進展している。

欧米の勝ち組企業は、イノベーションを経済発展の原動力とするプロイノベーション政策の下、製品・サービスを開拓する上の基幹部品・ソフトなどプラットフォーム部分を押さえた上で、周辺領域を開拓し、新興国を含む多くの企業に、製造や汎用部品の供給を競わせ、製品全体のコストを削減し、グローバルに普及を進めることを始めとして種々の画期的な産業モデル・ビジネスモデルや知財・標準マネジメントを駆使して、世界の産業を先導している。例えば、米国の大手電子機器メーカーは、単純な外観デザインの洗練のみではなく、直感的な操作を誘導する使い勝手

の良いユーザーインターフェースを実現するデザインを工夫して、テクノロジーと融合したスマートフォンを開発、製品の爆発的な普及に成功した。スマートフォンの製品単体だけではなく、ネットワーク・サービスと融合したビジネスモデルを形成し競争力を強化している。また、英国半導体関連会社は、性能競争が盛んであった中で、独自に省電力プロセッサのアーキテクチャに特化し、著作権を中心としたライセンスビジネスを通じてデファクト化し、携帯電話分野を制している。

他方、我が国企業は、高い技術力を有し、製品開発はもとより市場開拓や国際標準化を主導し、初期段階では圧倒的な市場シェアを確保しながら、少なからぬ分野で、グローバル市場での大量普及ステージになると市場撤退への道を余儀なくされている。かつて我が国の電気・電子製品は自動車と並んで日本の貿易の中で大きな割合を占めていたものの、海外勢との価格競争に巻き込まれて競争力を失い、大手家電メーカーは苦境に立たされている。日本が「すり合わせ」に代表される技術によって優位を保ってきた製造業の分野では、グローバルなオープン・イノベーションの進展により、競争力の低下にさらされており、さらに、様々な他産業においても同様の状況が生じることが予想される。

イノベーションモデル自体の変容と多様化が加速する中で、従来型の知財の創造、保護・権利化、活用で構成される「技術起点型サイクルモデル」を踏まえながらも、同時に、この流れとは逆回りに、事業戦略を出発点として、戦略実行を可能とする製品・サービスの設計や、知財群を巧みに使いこなす知財マネジメントによる競争力のデザインや、知財資源の調達方法（例えば、自ら知財を創造するのか、他社からライセンスを受けるか）から構成される「事業起点型サイクルモデル」に基づく戦略を重点化し、併用することが重要になっている。

すなわち、技術起点のテクノロジードリブンのみならず、事業起点の事業デザインドリブンの競争戦略への重点化が求められているのである。

このような観点から、我が国の大学の世界最先端の「知」や大企業や更に中小・ベンチャー企業の優れた技術力・デザイン力・ブランド力を産業競争力につなげていくには、従来のような研究開発成果の事後的な権利化のみならず、より高度で総合的・戦略的な知財マネジメントを駆使して、イノベーションを創出する必

要がある。すなわち、戦略的な国際標準化の先行的な取組を始め、テクノロジー・デザイン・ブランドの複合的な保護・活用、ライセンスによる他社の市場参入の誘導を前提とした知財の権利化や、あえて権利化を行わないノウハウ秘匿を使い分け、組み合わせて、技術流出の適切な防止を図りつつ、我が国への「知」の流入を促進することが重要である。

(イ) テクノロジー、デザイン、ブランドを含む総合的な知財マネジメントの強化

【施策例】

- ・世界最高水準の知財戦略の研究の推進
我が国の技術力・デザイン力・ブランド力を最大限に発揮してイノベーションを創出するため、国内外の情報の収集・分析及び人的ネットワークの形成を図りつつ、日本の国際競争力強化の観点から事業戦略に資する知財マネジメントを研究・分析する場を整備し、企業の事業戦略の構築に貢献するため、研究成果を開発する。(短期・中期) (経済産業省)
- ・デザイン・意匠活用の普及
デザイン戦略と融合した知財活用の促進を図るため、先進的なデザイン・意匠の活用事例をまとめ、普及する。(短期・中期) (経済産業省)
- ・技術とデザインによる製品の付加価値向上
地域中小企業に対して、デザイン活用を知財マネジメントの側面から支援し、地域中小企業の製品の付加価値を向上する取組を推進する。(短期・中期) (経済産業省)
- ・デザイン产学研連携
美術・デザイン系大学の知財マネジメント体制を整備するためには、高度な知見を備える広域大学アドバイザーの派遣を進める。(短期・中期) (経済産業省)
- ・技術流出防止に向けた対応の強化
技術流出に関する実態について、調査・分析を行い、技術流出防止に関する取組を推進する。(短期) (経済産業省)
- ・営業秘密に対する意識向上
関係団体と連携し、経営者・技術者に対して、不正競争防止法

上の不正行為の範囲や営業秘密の管理に関して周知することにより、営業秘密に対する経営者・技術者の意識向上を図る。
(短期) (経済産業省)

- ・営業秘密管理の課題を具体的に改善するための支援
2011 年度に改訂された営業秘密管理指針を参考にし、中小・ベンチャー企業を始めとして企業において適切に営業秘密の管理がされるよう、専門家による無料相談を含む個別支援を行う。(短期) (経済産業省)

(口) イノベーションの創出に資する戦略的な国際標準化活動の強化

【施策例】

- ・7つの特定戦略分野における国際標準化戦略の実行
産業競争力強化のために次世代の産業モデルを踏まえて改訂された国際標準化戦略を実行するとともに、各特定戦略分野における国際標準化活動の自律的展開に向け、進捗・効果を継続的に確認する。また、新たな特定戦略分野の選定を検討する。
(短期・中期) (内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省)
国際標準化に関する国際会議やフォーラムについて、官民で責任体制を明確化しつつ、適切にフォローアップするとともに、情報発信や人的関係の構築を進め、可能な限り、議長や幹事といった中心的な役割を担うことを目指す。関係府省は、必要な支援策を講ずるとともに、高度の専門的な知識・経験を有する職員を育成・活用する。(短期・中期) (内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、外務省)
- ・新たな国際標準化提案制度の構築
我が国から迅速な国際標準化提案を行うことを可能にする、新たな国際標準化提案制度を構築する。(短期) (経済産業省)
- ・国際標準化活動に関する財政支援
国際的な標準化機関での標準化活動への参画を促進するための財政的支援について、民間の活動状況も踏まえ、強化する。
(短期・中期) (総務省、経済産業省、国土交通省)

- ・先進技術に関する認証スキームの構築支援

我が国の産業競争力強化のため、安全性・性能を始めとした認証が重要である。生活支援ロボットやLED照明を始めとして、先進技術に関する実効的な認証体制の迅速な構築に向け、必要に応じ、認証機関や試験機関の参画を通じて、これら機関の技能の向上を促すとともに、高度な専門性が必要な場合には、知見を有する公的研究機関による支援を含む適切な施策を講ずる。(短期・中期)(総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省)

- ・中小・ベンチャー企業の戦略的な国際標準化に関する取組の支援

中小・ベンチャー企業の国際展開に資するため、国際標準化・認証に関する情報提供・啓発を進めるとともに、国際標準化活動への参画や国際標準への適合に向けた取組に対する支援体制について検討し、結論を得る。(短期)(経済産業省)

(ハ) 産学連携の強化

【施策例】

- ・大学知財本部・TLO機能の最適配置

産学連携活動の効果や効率性の適切な評価指標の本格的な運用を開始するとともに、大学知財本部・TLOの在るべき姿に向けた検討を深め、評価の結果も踏まえて、その再編・強化について、検討を促進し、結論を得る。(短期・中期)(文部科学省、経済産業省)

- ・大学や产学共同研究における知財マネジメントの推進

知財プロデューサーの派遣により、产学共同研究の初期段階から知財マネジメントを強化する。(短期)(経済産業省)

ライフサイエンス分野での先行事例を参考に、大学及び公的研究機関などの特許をパッケージ化し、投資機関の支援を通じて大学の知的財産を活用する仕組みを促進する。(短期・中期)(文部科学省)

- ・効率的な研究活動への枠組みの推進

リサーチ・アドミニストレーター(研究資金の調達や知財活用など研究開発をマネジメントする人財)を、研究開発支援の専

門職として位置付け、定着に向けた支援を促進する。(短期)
(文部科学省)

・**営業秘密に関する大学における普及啓発**

产学共同研究における、学生を始めとした特許法の職務発明規定の対象とならない者の発明の取扱いや営業秘密の管理について、契約で明確化する必要性に関して、普及啓発を促進する。
(短期) (文部科学省、経済産業省)

(二) 中小・ベンチャー企業の知財活動の強化

【施策例】

・**多段階選抜方式のSBIRの推進**

先端的なベンチャーを育成し、科学技術の成果を事業化につなげる仕組みとして、SBIR (Small Business Innovation Research) における多段階選抜方式の導入を推進する。新たにフィージビリティスタディの運用を支援する措置を講じるとともに、各府省の研究開発予算のうち一定割合又は一定額について、多段階選抜方式の導入目標を設定することを検討する。
(短期) (内閣府、経済産業省、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、警察庁、防衛省)

・**中小企業の総合的支援体制の充実**

知財総合支援窓口を中心として、商工会・商工会議所、金融機関、大学技術移転協議会と連携して、中小企業の総合的な支援体制を充実する。(短期・中期) (経済産業省)

・**中小企業の総合的支援の強化**

知財総合支援窓口において、弁理士や弁護士を含む専門家、海外展開支援に資する海外知財プロデューサーの活用を通して、中小企業のニーズに応じ、グローバル展開のためのアドバイスを行うことを含め、中小企業の総合的知財マネジメントのサポートを強化する。(短期) (経済産業省)

・**特許出願に不慣れな中小企業に対する支援の促進**

知財総合支援窓口において、特許出願に不慣れな中小企業のために弁理士費用の予見可能性を高める出願支援策(「知財コンダクター支援」)を促進する。(短期) (経済産業省)

・**中小企業のグローバル展開支援の推進**

グローバル展開が盛んになる中で、中小企業が新興国に事業展開する上で現地の知財情報が不可欠となる。このため、海外展開に必要な知財関連情報を集積したデータバンクを構築・活用し、知財総合支援窓口・海外知財プロデューサーと連携して情報を提供・共有する。中小企業にとって負担が大きい外国出願、翻訳、海外調査及び侵害に係る支援を充実する。(短期) (経済産業省)

- ・中小・ベンチャー企業の戦略的な国際標準化に関する取組の支援【再掲】
中小・ベンチャー企業の国際展開に資するため、国際標準化・認証に関する情報提供・啓発を進めるとともに、国際標準化活動への参画や国際標準への適合に向けた取組に対する支援体制について検討し、結論を得る。(短期) (経済産業省)
- ・技術流出防止に向けた対応の強化【再掲】
技術流出に関する実態について、調査・分析を行い、技術流出防止に関する取組を推進する。(短期) (経済産業省)
- ・営業秘密に対する経営者・技術者の意識向上【再掲】
関係団体と連携し、経営者・技術者に対して、不正競争防止法上の不正行為の範囲や営業秘密の管理に関して周知することにより、営業秘密に対する経営者・技術者の意識向上を図る。(短期) (経済産業省)
- ・営業秘密管理の課題を具体的に改善するための支援【再掲】
2011年度に改訂された営業秘密管理指針を参考にし、中小・ベンチャー企業を始めとして企業において適切に営業秘密の管理がされるよう、専門家による無料相談を含む個別支援を行う。(短期) (経済産業省)
- ・中小企業の知的財産に対する研修機会の促進
新興国の産業財産権制度や模倣対策セミナーの充実を図り、中小企業のグローバル展開、販路拡大に向けた取組を強化する。(短期) (経済産業省)
中小企業経営層、金融機関、税理士・中小企業診断士に対する知財啓発に向けて、知的財産権の制度の概要や実務上必要な諸制度についての説明会を実施する。(短期) (経済産業省)

(3) 次世代の知財人財を育成し確保する。

【情勢認識】

産業構造やイノベーションモデルが変容・多様化したことにより、産業モデル・ビジネスモデルやそれを支える知財マネジメント自体が変容・多様化した現下の状況においては、求められる知財人財も必然的に変容せざるを得ない。

特に、従来からの主として国内の知的財産権の取得・維持・管理に直接的に関わる「知財専門人財」の育成と併せて、イノベーション戦略に基づきグローバルにイノベーションを創出し、国際競争力の強化に資するような形で、事業戦略に巧みに適切かつ先行的・実践的に知財を活用できる「知財活用人財（知財マネジメント人財）」にまで、知財人財の育成の重点を広げなければならない。

また、今後、企業の製造・調達拠点や販売拠点の海外進出に伴い、知財部門のグローバル展開が一層加速する。グローバルマーケットの形成に伴い、知財マネジメントが、グローバルビジネスを前提としたものとなるため、知財機能は、多拠点での分散・協調型に移行する動きが避けられない。このため、知財人財は、従来の国内人財の「国際化」による「国際知財人財」の育成に加え、国内外に限らずグローバルに採用された世界で活躍する「グローバル知財人財」の育成・確保が不可欠である。

（イ）知財マネジメント人財の育成

- 事業戦略的な知財マネジメント人財を養成するための場の形成

【施策例】

- 事業戦略的な知財マネジメント人財養成カリキュラムの提供
海外の講師の招へいも視野に入れた国際競争力の強化に貢献するハイレベルな知財人財の育成・確保に向けたコース（例、グローバルな知財マネジメント・エグゼクティブコース）を設置するよう促す。（短期・中期）（文部科学省、経済産業省）

- 知財マネジメント戦略に関する研究の推進

【施策例】

- ・知財マネジメント戦略研究拠点の整備
国内外情報の収集・分析及び人的ネットワークの形成を図りつつ、日本の国際競争力強化の観点から事業戦略に資する知財マネジメントを研究・分析する場の整備を進める。その研究・分析過程を通して、優れた事業戦略性を有する知財人財を養成する。(短期・中期) (経済産業省)
- ・事業戦略的な知財マネジメントの研究・分析結果の利用促進
知財マネジメントを研究・分析する場において研究・分析された情報を国内外に発信しつつ、広く共有し各種研修内容に反映させるよう促す。(短期・中期) (文部科学省、経済産業省)

c. 中小・ベンチャー企業における知財人財の育成・確保

【施策例】

- ・知財総合支援窓口・ビジネス支援図書館を活用した知財人財育成
知財総合支援窓口における相談対応を通じた知財人財の育成とともに、ビジネス支援図書館を含む各地の公共図書館が、必要に応じて知財総合支援窓口の協力も得つつ、知的財産の活用に資する情報提供や相談を通じて、地域の中小企業における知財人財の育成に貢献することを奨励する。(短期・中期)
(文部科学省、経済産業省)
- ・知財人財育成のための検定制度の活用
知的財産管理技能検定において、中小・ベンチャー企業の知的財産管理が可能な人財の育成に留意したものとなるよう試験実施機関における検討を促していく。(短期・中期) (厚生労働省)

(口) グローバル知財人財の育成

- a. グローバル・ネットワーク時代に対応するための審査体制の構築
(a) グローバル・ネットワーク時代に対応する体制の構築

【施策例】

- ・多言語時代における人財育成
国際的に通用する安定した権利の設定、国際的な制度・運用・分類の調和、アジアを始めとした新興国の知財システム整備、我が国企業の国際展開の支援のため、英語を中心とした多言語に対応できる能力を備えた人財の育成を図る。(短期・中期) (経済産業省)
- ・先進国を含めた海外の知財制度を深く理解する人財の育成
海外の知財情報を収集・分析し、国際的な制度・運用・分類の調和の推進や、企業の海外展開の支援のため、先進国やアジアなど新興国の知的財産法を始めとする経済法や知的財産制度の運用に詳しい人財を育成する。(短期・中期) (経済産業省)
- ・国際議論をリードする人財の育成・配置
我が国に利益となる国際的な制度構築のため、手続面及び実体面での国際的議論をリードする人財を育成・配置する。(短期・中期) (経済産業省)
- ・新興国の知財システムの整備を支援する人財の育成・確保
アジアを始めとした新興国に適切な知財システムの整備を実現するために、新興国の知財制度や機械化状況に詳しい人財を育成・確保する。(短期・中期) (経済産業省)

(b) 審査・審判の品質向上する体制の整備

【施策例】

- ・審査品質の管理を行う人財の育成・確保
グローバル出願が増加する中で、主要国の特許庁は審査の品質の向上とそのための品質管理に注力してきており、品質管理のための体制も整備されている。一方、我が国における審査の品質管理への対応は必ずしも十分でなく、諸外国に比べ遅れている。今後、特許庁においても国際的に通用する安定した権利の設定を行うために、品質管理体制の強化を図るとともに、国際水準での品質管理を担う人財の育成・確保を行う。(短期・中期) (経済産業省)
- ・法律的専門性の高い審査官及び事務官の育成

国際的に通用する安定した権利設定を行うことができるよう、関係法令や判例に精通した法律的専門性の高い審査官及び事務官を育成する。(短期・中期) (経済産業省)

- ・審理の質を維持・向上するための審判官の法律的専門性の向上

知財紛争解決に密接に関連する当事者系審判において、審理手続も含め審理の質を維持・向上させるため、口頭審理の一層の充実を促進するとともに、法曹人財を活用した審判官の研修を拡充し、法律的専門性の向上を図る。(短期・中期) (経済産業省)

- ・事業起点型の知財戦略に資する特許審査官の育成

企業が国際競争力を高めていくためには、核となる事業に関するパテントポートフォリオの構築に向け、特許網を適時に権利化していくことが重要となっている。こうした情勢変化を踏まえ、法令や技術の知識のみならず、ビジネスの素養を持つ特許審査官の育成を図る。(短期・中期) (経済産業省)

- ・技術対応幅の広い特許審査官(審判官)の育成

近年の技術開発や技術の革新的な進歩に伴い、技術の複合化が進んできている中で、国際的に通用する安定した権利設定をするため、一人の特許審査官(審判官)がカバーする技術範囲をより広げるようにすることを含め、特許審査官(審判官)の技術知識を更に拡充し、技術対応幅の広い特許審査官(審判官)を育成する。(短期・中期) (経済産業省)

- ・任期付審査官の知見や能力の活用

変化する国際情勢や企業の知財戦略に対応し、日本の国際競争力を高めるため、2014年以降も、特許庁の内外において任期付審査官の知見や能力を最大限活用する。(短期・中期) (経済産業省)

b. グローバル競争時代の企業の事業活動に資する専門家の育成・確保

【施策例】

- ・グローバル競争時代の企業へのサービスの拡充に向けた弁理士の活動機会の拡大

グローバル化に対応できる弁理士を育成するため、例えば、海外の知的財産に関する業務への参画を含め、海外の制度・運用に関する知見を深めるための場の充実を図る。(短期・中期) (経済産業省)

中小・ベンチャー企業も含む多様な事業活動に貢献できる弁理士を育成するため、例えば、知財総合支援窓口の関連業務への参画を進め、知財マネジメント能力を含めた幅広い能力向上に向けた場の充実を図る。(短期・中期) (経済産業省)

(ハ) 知財人財の裾野の拡充

【施策例】

- ・各分野の産業に関する政府職員に対する知財教育

各分野の産業に関する政府職員を主な対象として、関係府省の協力を得ながら、国際標準化戦略も含めた知的財産戦略についての研修を実施する。(短期・中期) (内閣官房)

- ・教員に対する知財教育研修の充実

教育委員会及び関係部局に対し、教員に新学習指導要領に沿った知的財産の取扱い方を適切に修得させるために、教員研修を始めとする機会を活用して知的財産に関する内容を扱うよう促す。あわせて、教員が知的財産の取扱い方を適切に修得することができるよう、教育委員会及び関係部局に対し、教員研修への講師派遣を始めとした協力を行う。(短期・中期) (文部科学省、経済産業省)

- ・学校・地域における知財教育の推進

地域の住民や子供たちを対象とした科学技術の教育・普及啓発活動の一環として知的財産を取り扱うことを支援するため、これらの活動に対する弁理士を始めとした知財人財の派遣を促進する。(短期・中期) (文部科学省、経済産業省)

(二) 知財人財育成プラン推進体制の整備

【施策例】

- ・研修機能の強化

知財人財育成に関する協議会に対し、国際標準や知的財産マネジメントに関するセミナーの定期的な開催や参加者及びテーマの充実を促す。（短期・中期）（内閣官房、文部科学省、経済産業省）

・政策提言機能の充実

知財人財育成に関する協議会に対し、知財マネジメント人財育成を検討するため、参画機関・委員の拡充を促す。（短期・中期）（内閣官房、文部科学省、経済産業省）

2. 日本を元氣にするコンテンツ総合戦略

【成果イメージ】（2020年）

- デジタル・ネットコンテンツビジネス（新規ビジネス含む）の市場規模：約1.5兆円（2010年） → 約7兆円 *
- 日本にとってのクールジャパン関連産業の市場規模：
約4.5兆円（2009年） → 17兆円（2020年）

【目標指標】（2020年）

- 書籍、放送番組の8割程度が電子媒体でも配信される。*
- 著作権侵害コンテンツの流通量を8割程度減少させる。*
- 日本のコンテンツのグローバル配信ビジネスが確立し、売上が1,000億円を超える。*
- 児童生徒が授業の場において、1人1台の各種情報端末を活用してデジタルコンテンツを自在に利用できるようになる。*
- アジア市場において、日本のコンテンツを核として、新たに年間1兆円の収入を獲得する。*
- 年間の訪日外国人旅行者数：約620万人（2011年）→2500万人
- 我が国の国際見本市への外国人来訪者数：約6.5万人（2010年）→30万人
- 諸外国におけるコンテンツ規制の解禁・緩和を実現する。*
- 延べ1万人のクリエーターが小・中学校を訪問する。*

① コンテンツの世界展開を支えるデジタル・ネットワーク社会の

基盤整備を進める。

【情勢認識】

デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、ボーダーレスな世界市場が誕生する中で、電子書籍やクラウド型サービス、ソーシャルメディアといった新たなビジネスチャンスが生じている。また、スマートフォン、タブレット端末、スマートテレビといった新しい情報端末が次々に登場し、コンテンツのプラットフォーム間でのグローバルな競争が激化している。ITは社会や生活を大きく変える可能性があり、情報通信機器やシステムの機能や形態が発展していく情勢を先取りして、日本発のより斬新なプラットフォームやサービスを生み出すための環境整備が求められている。我が国のコンテンツ産業にとっては、海外飛躍に向けた大きなチャンスであり、新ビジネス・新市場を創出し、生き残っていくための正念場でもある。

経済発展を遂げつつあるアジア諸国は、巨大なコンテンツ市場に成長する可能性を持っている。我が国は、この市場の健全な成長に寄与しつつ、日本のコンテンツをビジネスとして展開していくなければならない。このような状況の中で、我が国におけるコンテンツの創造という知的活動の源泉が枯渇しないよう、著作物の公正な利用の促進とともに著作権を適切に保護するための環境整備が求められている。また、アジアを始めとする諸国において、正規配信を阻害するインターネット上のコンテンツ侵害対策の強化を相手国の官民と協力・連携しつつ推進する必要がある。さらに、クラウド型サービスはビジネスや公共サービスのスタイルを変えつつあり、大きな発展が見込めるサービス分野である。日本発のクラウド型サービスを発展させるため、法的リスクを解消し、環境整備を図っていく必要がある。

デジタル化・ネットワーク化への対応は、通商政策上も大きな課題となっており、EPA（経済連携協定）や、知的財産関係の国際機関における著作権制度を始めとする各種国際交渉において、国益を最大限に追求していくことが重要である。

また、利便性で将来の知的活動のスタイルを大きく変える可能性のある電子書籍や、知へのアクセスを容易にするデジタル・アーカイブは、過去の知的資産を活用し、コンテンツの新たな創造を

導くための知のインフラであり、これらの普及促進に向けた取組を積極的に進めていかなければならない。

さらに、新しい情報端末の普及やクラウド型サービスの発展に伴い、映像を始めとするコンテンツの通信量が増大して、海外や移動通信での視聴に遅延やロスが生じるといった問題が指摘されている。国内から世界に向けたコンテンツの高速配信を達成する上で、コンテンツ流通を支える情報通信インフラの在り方の検討が大きな課題となっている。

デジタル化・ネットワーク化への対応の遅れは、コンテンツの海外展開にも深刻な影響を与えるものであり、今後、世界市場の中でビジネスチャンスを失わないよう、グローバル企業のエコシステムも参照しつつ、デジタル・ネットワーク社会において我が国がどの分野で勝っていくかを見極めつつ、環境整備を進める必要がある。

また、生まれた時からコンピュータやインターネットのある生活環境の中で育ってきたデジタルネイティブ世代の自由な発想と創造力を活かした活動を積極的にコンテンツの創造につなげていくことが重要である。

このため、著作権制度の整備を図るとともに、インターネット上のコンテンツ侵害対策への対応と同時に正規配信に向けた取組を進めていく。また、電子書籍の本格的な市場形成やコンテンツのアーカイブ化を図るとともに、デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した新ビジネス・新市場の創出や人財育成のための環境整備を進めていく。これらの施策を進めるに当たっては、ネットワーク上のコンテンツ強化に向けて、政府が一体となった取組が不可欠であり、知的財産戦略本部とIT戦略本部の適切な連携を図っていくことが重要である。

(イ) デジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度の整備及びコンテンツ侵害への対応の強化

【施策例】

- ・社会経済の変化に柔軟に対応した著作権制度の整備
デジタル化・ネットワーク化の進展に機敏に対応するとともに、知的財産の保護・活用に関する国際的な交渉の状況を踏まえつ

つ、著作権保護期間の延長、間接侵害に係る差止請求範囲の明確化、私的録音録画補償金制度の見直しを含め、著作権制度上の課題について検討を行い、必要な措置を講じる。(短期・中期) (文部科学省)

- ・インターネット上のコンテンツ侵害対策と正規配信の総合的推進

コンテンツ侵害対策を強化するため、C O D A (一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構) を始めとした取組を通じて、侵害発生国におけるエンフォースメントの一層の強化や、海外サーバ上の侵害コンテンツの迅速な削除を進める。(短期・中期) (経済産業省、総務省)

著作権侵害発生国において、インターネット上のコンテンツ侵害対策と正規配信の普及促進を一体的に行う C O D A を始めとしたマッチングの取組を支援する。(短期・中期) (経済産業省)

2011 年に実施したプロバイダ責任制限法の検証結果に基づく省令改正やガイドライン改定の内容について、関係者への周知を図るとともに、これらの取組後のコンテンツ侵害の状況を注視することを含め、インターネットサービスプロバイダ (I S P) や権利者団体によるコンテンツ侵害対策に関する継続的な取組を進める。(短期・中期) (総務省)

(口) 電子書籍の本格的な市場形成及びコンテンツのアーカイブ化の推進

【施策例】

- ・電子書籍の本格的な市場形成

電子書籍の流通促進と出版物に係る権利侵害への対応を図るため、「出版者への権利付与」に関し、電子書籍市場に与える影響や法制面における課題について検証・検討し、必要な措置を実施する。(短期) (文部科学省)

オープン型電子出版環境を実現するため、電子書籍交換フォーマットの標準化や国内外での普及促進を図る。また、閲覧フォーマットとして日本語への拡張仕様を採用した E P U B 3 . 0 の我が国への普及促進を進める。(短期・中期) (総務省、

経済産業省)

ボーンデジタルを含む電子書籍市場の基盤形成を図るため、民間事業者による協同の取組に対する支援を通じて、著作物のデジタル化やコンテンツ流通を促進する。(短期・中期)(総務省、経済産業省)

デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の更なる推進に向けて、2010年6月の総務省、文部科学省、経済産業省による3省共同懇談会報告後の成果やその後の国内外の動向を踏まえた新たな課題と工程を整理・検討する。(短期)

(総務省、文部科学省、経済産業省)

また、上記の整理・検討結果を踏まえて、必要な措置を実施する。(中期)(総務省、文部科学省、経済産業省)

・コンテンツのアーカイブ化とその活用促進

国立国会図書館のデジタル化資料について、公立図書館などへの配信のための著作権制度上の措置を行うとともに、家庭などへの配信に向けた著作権処理の促進に当たり課題となる事項の整理などをを行うための事業を実施し、所要の措置を講ずる。

(短期)(文部科学省)

散逸、劣化の危険性の高い作品の保存に資するよう、ゲーム、マンガを始めとするメディア芸術作品の所在情報データベースを整備するとともに、デジタル・アーカイブ化を推進する。

(短期・中期)(文部科学省)

デジタル・アーカイブの一元的な活用を促進するため、アーカイブに関する博物館、図書館及び公文書館の連携の取組を進めるとともに、東日本大震災のデジタル・データを一元的に検索・利用できるポータルサイトを構築する。(短期)(総務省)

NHKオンデマンドサービスを含むNHKの番組資産の活用を一層促進するとともに、財団法人放送番組センターを通じた民間の放送番組のアーカイブの拡充・活用に向けた取組を支援する。(短期・中期)(総務省)

(ハ) 新ビジネス・新市場の創出及び人財育成のための環境の整備

【施策例】

・コンテンツ流通を支える情報通信インフラの整備

コンテンツ事業者が日本から世界に向けてコンテンツを高速配信するための課題や情報通信インフラについて遅延といった課題を利用者側の視点に立って見据え、コンテンツ事業者の意見を聴きつつ、情報通信インフラの整備の在り方を検討する。

(短期) (総務省)

- ・クラウド型サービスのための環境整備

クラウド型サービスの環境整備については、スマートフォンやタブレット端末といった複数の情報端末での同一コンテンツの利用が進んでいることも踏まえ、新ビジネス・新市場の創出の観点を含め、著作権制度上の私的複製や間接侵害の範囲の明確化とも関連した法的リスクの解消を含む課題の整理・検討を行い、必要な措置を実施する。(短期) (文部科学省、総務省)

- ・インターネットによる海外配信の円滑化

インターネットを通じたコンテンツの海外配信を促進するため、放送コンテンツの海外展開における権利処理に関するガイドラインの普及啓発や権利処理一元化の更なる促進に向けた実証実験を進める。(短期) (総務省)

- ・プラットフォームの環境整備

テレビ放送の視聴に加え、インターネットを経由した双方向の映像視聴や各種サービス・アプリケーションの利用が可能となる、いわゆるスマートテレビに関して、各種の実証実験を通じ、我が国が先行して主導的な役割を担える領域を中心に技術規格を標準化し、国内外への普及を促進する。(短期・中期) (総務省)

スマートフォンや電子書籍端末といった新しい情報端末を用いて利用するコンテンツの供給や流通に関する競争政策上の問題点について、関係事業者との意見交換やヒアリングを行い、情報収集に努めるとともに、引き続き競争の実態を注視する。

(短期・中期) (公正取引委員会)

- ・教育の情報化の推進

児童生徒1人1台の情報端末によるデジタル教材の活用を始めとする教育の情報化の本格展開を目指し、義務教育段階における実証研究を促進する。(短期・中期) (文部科学省、総務省)

2011年度から順次実施される新しい学習指導要領に基づき、学校教育における情報モラル教育(情報社会で適切に活動するための基となる考え方や態度を身に付けるための教育)や、コ

ンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにするための学習活動に関する取組を推進する。(短期・中期) (文部科学省)

・ I T 人財の育成

情報技術を活用して社会の具体的な課題を解決できる人財を育成するため、大学や産業界による全国的なネットワークを形成し、実際の課題に基づく課題解決型学習を含む実践的な教育を推進する。(短期・中期) (文部科学省・総務省)

(2) クールジャパンを推進しソフトパワーを強化する。

【情勢認識】

「グローバル・ネットワーク時代」が到来し、製品や情報が素早く世界に普及・伝播する時代だからこそ、個性豊かな文化の香りを届ける多様性に富んだコンテンツへの興味が世界中で格段に高まっている。

我が国のコンテンツや食、ファッションも強い国際競争力を持つ優れた知的資産であり、長い歴史が培ってきた文化や歴史を背景に、諸外国の人々の心に訴える深みと豊かさを持っている。ストーリー性豊かな日本のアニメが諸外国で大人気を博すなど、クールジャパンに代表される日本の美意識や優れた文化的伝統は、世界で多くの共感を得ている。

クールジャパンとして世界にアピールできる日本文化の魅力そのものについて、海外展開やインバウンド（海外から日本への観光やビジネスの誘致）を進め、我が国への興味、関心や憧れを涵養することは、関連産業の発展に限らず、官民のあらゆる対外活動における日本の存在感と発言力を増す強力なソフトパワーとなる。

また、クールジャパンの海外展開は、その存在価値の更なる認知につながるだけでなく、日本への憧れや関心を高め、コンテンツや食などの更なる需要拡大に加えて、最先端の日本の製品やサービスを始めとする大規模な需要を誘発し、日本の経済産業力の強化につながる可能性を有している。

このため、対象国のニーズや特色に応じて、クールジャパンの対象同士や、コンテンツと製品・サービスの融合、コンテンツを

けん引役としたインバウンドの推進など、広くパッケージ化したクールジャパンの融合化戦略を通じて、アジアを始めとする海外への展開の突破口となる成功モデルを創出することが重要である。

これらの取組は、スピード感を持って、強力に海外へ浸透させていくことができるかどうかが成否を分ける。官民一体でのトップセールスを行うことを含め、対象国にとって影響力の大きいハイレベルでの働きかけが重要である。その際、製品やサービスの背景にあるものづくりの精神やおもてなしの気持ちをストーリーとして併せて発信することが効果的である。

一方で、我が国には日本人自身が十分には気付いていないが、世界の人々を魅了することができるクールジャパンの素材が数多く眠っている。このため、クールジャパンの新分野の展開や、クールジャパンらしさの源流となる日本の匠の持つ優れた「わざ」やその美意識、こだわりを追求し、クールジャパンの拡充を進めていかなければならない。

以上の取組を関係府省が役割分担と連携を図りつつ、統一感をもって進め、官民一体となってクールジャパンの発掘・創造、発信、拡大及び基盤整備を含む好循環のサイクルをより大きく、より早く回すことによって、クールジャパン戦略のステージアップを図っていく必要がある。

(イ) クールジャパンのグローバルな発信

【施策例】

・官民を挙げた海外展開の成功事例の創出

中国、インド、インドネシアを始め、市場規模の拡大が期待されるアジア諸国を中心に、海外展開を図るコンテンツ分野のターゲットを絞り、市場開拓のモデルとしてコンテンツ産業と消費財産業の融合を始めとした海外展開の取組を推進する。

(短期) (経済産業省、総務省、外務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)

・日本のソフトパワーの認知向上のためのコンテンツ海外展開

海外における日本のソフトパワーの認知向上のため、海外放送メディアの活用により、日本の文化、スポーツ、製品を含め、日本の魅力が詰まった映像コンテンツを製作し、発信する取組

を支援すると同時に、権利処理の円滑化によって、インターネットを通じて海外から視聴できる仕組みを構築する。(短期) (総務省、経済産業省)

日本コンテンツの英語版やアジア言語版について、翻訳コストの負担軽減や、国際共同製作の機会の創出への支援を通じて、日本の文化発信や対日イメージの向上を目指したローカライズを進める。(短期) (総務省、文部科学省、経済産業省)

- ・国内外のイベントを活用したクールジャパンの発信

ロンドンオリンピック、各国との周年事業といった国際イベントや観光分野のダボス会議と称されるW T T Cグローバルサミットといった国内で開催される国際会議を含むイベントを活用するとともに、クールジャパンに関する情報を発信するポータルサイトにより、クールジャパンの積極的な発信に取り組む。(短期・中期) (内閣官房、総務省、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

(口) クールジャパンの人気の拡大・定着

【施策例】

- ・インバウンドの推進

日本へのインバウンドの推進のため、ワンストップで海外からのロケ撮影隊を支援する窓口主体の活動を支援する。また、海外向けの総合案内冊子の普及やポータルサイトの活用といった国内へのロケ撮影の誘致促進のため、外国語での情報発信を推進する。(短期・中期) (経済産業省、文部科学省、国土交通省)

アジアにおけるコンテンツ産業拠点都市の創造を目指す「札幌コンテンツ特区」について、ロケ撮影誘致を促進するモデルとして、拠点形成に向けた重点的な取組を推進するため、規制の特例措置を含む特区構想の実現に向けた支援策を検討し、必要な措置を講じる。(短期・中期) (内閣官房)

国内外の優れたクリエーターの受け入れや海外コンテンツ事業者の誘致により、コンテンツの創造拠点を整備することや、日本の優れた文化や伝統とコンテンツを融合してコンテンツ産業の振興を図るといった新たなコンテンツ特区の形成に向け

た取組を支援する。(短期・中期)(文部科学省、経済産業省)
我が国を舞台にした映像制作の拡大を目指し、各地のフィルム
コミッショニングと連携してロケ地の誘致を促進する地域の取組
を支援する。また、国内でロケ撮影を行う国際共同製作に対して
インセンティブを付与する仕組みを検討する。(短期・中期)
(文部科学省、経済産業省、国土交通省)

・地理的表示保護制度の導入

我が国の高品質な農林水産物・食品に係る地理的表示(G I)
の保護制度を導入し、ブランドイメージを保護するとともに、
輸出促進を図る。(短期・中期)(農林水産省、経済産業省、財
務省)

・模倣品・海賊版対策の推進【再掲】

ブランドの価値を国際的に保護するため、ACTA(偽造品の
取引の防止に関する協定)の早期締結・発効に向けて準備を進
めるとともに、アジアを始めとする諸外国に対し、ACTAへの
参加拡大を促す。(短期・中期)(外務省、経済産業省、文部
科学省、総務省、法務省、財務省)

海賊版・模倣品の防止に向けて、アジアを始めとする諸外国の
知的財産関係者が討議を行う海賊版・模倣品対策に関する会
議・セミナーを国内外で開催する。(短期・中期)(外務省、財
務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省)

新興国の産業財産権制度や模倣対策セミナーなどの充実を図
り、中小企業のグローバル展開、販路拡大に向けた取組を強化
する。(短期)(経済産業省)

・農林水産物・食品の模倣品対策の推進

我が国の農林水産物・食品の高い評価に便乗した模倣品などの
増加に対応するため、これらの情報把握及び共同対応を行う農
林水産知的財産保護コンソーシアムの取組を支援する。(農林
水産省)(短期・中期)

・クールジャパンの拠点形成

日本、中国及び韓国の3か国内で、毎年「東アジア藝術創造都
市」(仮称)を定め、文化人や藝術家の参加により、地域振興、
クリエイティブ産業育成、観光振興といった観点も含めて文
化・藝術活動を集中的に実施し、対外発信するプロジェクトを
推進する。(短期・中期)(文部科学省)

国内外のアーティスト、デザイナーといったクリエイティブな

人財が集まるクリエイティブ・シティにおける活動や、外国人芸術家を招へいした国内拠点であるアーティスト・イン・レジデンス事業を通じて、国内の創作活動の拠点を形成する。(短期・中期) (文部科学省、経済産業省)

(ハ) クールジャパンらしさを追求した新たな発掘・創造の推進

【施策例】

・世界市場を狙うコンテンツの企画開発

コンテンツの海外展開を支援するANEW（株式会社 All Nippon Entertainment Works）を通じて、映画や放送番組を始めとする世界市場を狙うコンテンツの企画開発を促進することにより、海外展開の成功事例の創出を加速する。(短期・中期) (経済産業省)

国際映像見本市や国際映画祭を始めとするクールジャパンの国際見本市の国内開催を推進し、日本が誇る技術力や企画力のマッチングを図ることで、日本コンテンツの海外展開を推進する。(短期・中期) (総務省、外務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省)

・クールジャパンの新分野展開及びブランド化

日本製品の優れたインダストリアルデザインや、日本らしさを表現した建築デザインを始めとする産業上のデザインの情報発信を強化しつつ、世界に向けてクールジャパンとして打ち出していくための取組を推進する。(短期・中期) (内閣官房、経済産業省、国土交通省)

日本国内の隠れたクールジャパンを集めブランド化し、中小企業を始めとする海外販路を開拓する取組を支援する。(短期・中期) (農林水産省、経済産業省、国土交通省)

国民から広くクールジャパンに関する新しいアイデアを募集するとともに、スマートフォンやタブレット端末を始めとする新しい情報端末を観光に活用するといったビジネスの創出につなげる取組を促進する。(短期) (経済産業省、国土交通省)

・クールジャパンらしさの源流の発掘

クールジャパンらしさの源流となる日本の匠の持つ優れたものづくりの「わざ」を多面的な知識の集積として捉え、情報の

保護に留意しつつ、暗黙知を形式知に見える化することや、技術・技法を記録・活用することにより、保存や伝承、普及を促進する。(短期・中期)（農林水産省、経済産業省）

(二) クールジャパンの基盤の整備

【施策例】

・官民一体となった連携体制の整備

海外に根強く存在する日本コンテンツや產品のファンとも連携しつつ、在外公館を中心に、現地関係機関や民間が連携して、海外でのクールジャパンに関する情報の国内へのフィードバックを含め、クールジャパンに関する活動の支援を行うための体制を整備する。(短期・中期)（外務省、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

・コンテンツや食に関する諸外国の規制緩和・撤廃

二国間や多国間の協議・交渉において、映画・放送番組といったコンテンツや食に関する規制を文化・産業面での大きな参入障壁として捉え、協議・交渉全体の中で、規制の緩和・撤廃を優先度の高い課題として取り上げ、強力に働きかける。(短期・中期)（外務省、経済産業省、総務省、文部科学省、農林水産省）

・クリエーターの裾野拡大

クリエーターによる学校訪問を通じて、児童生徒の頃からメディア芸術を含めた様々な芸術文化表現を体験することにより、コミュニケーション能力や作品の真の価値を見極める能力を涵養する。(短期・中期)（文部科学省）

クールジャパンを支える人財の裾野を拡大する観点から、子どもたちが様々な表現手法を通じてクールジャパンを体験するワークショップの開催を進める。(短期・中期)（文部科学省）

2011 年度から順次実施される新しい学習指導要領に基づき、学校教育における創造活動や知財教育を実施する。(短期・中期)（文部科学省）

・クールジャパン人財の育成

大学において、留学生を含む学生が知的財産を正しく理解し、創造性の育成と知的財産を尊重する態度を身に付けることが

できるよう、各大学の自主的な取組を促進する。また、学生交流の枠組を活用し、日本人学生が留学先の国において、日本語指導支援や日本文化の紹介活動を行う取組の促進を図る。（短期・中期）（文部科学省）

クリエーターの在外研修制度や、専修学校、大学及び業界団体による産学連携コンソーシアムを活用して、グローバルに活躍するプロデューサーを始めとする専門人財の育成強化を図る。（短期・中期）（文部科学省）

ミュージアムによる教育普及活動を推進するため、ミュージアム・エデュケーターを始めとするミュージアムの人財育成に取り組む。（短期・中期）（文部科学省）

コンテンツの海外展開を支援するANEWの事業展開を通じて、コンテンツのグローバル展開に精通した弁護士を含む専門人財の育成を図り、国際的な交渉を進めるためのノウハウの蓄積を図る。（短期・中期）（経済産業省）

III 戰略実施の工程表（附表）（今後作成予定）

<参考1>クールジャパン関係施策一覧（今後作成予定）

<参考2>知的財産推進計画2011の実施状況

<参考3>最近の知的財産戦略の8大成果

最近の知的財産戦略の8大成果

成果1 日本政府として初めて総合的な国際標準化戦略を策定

- ・民主党政権下において、日本政府として初めて総合的な国際標準化戦略を策定し、実行に移した。近年の「技術で勝って事業で負ける」構造から脱却し、産業競争力を再強化するため、7つの最重要分野（先端医療、水、次世代自動車、鉄道、エネルギー・マネジメント、コンテンツ・メディア及びロボット）で、内閣がリードして、関係府省・関係業界と一体的に戦略を策定した。22回のタスクフォースを集中的に開催し、最重要分野を担当する政府関係者及び関連業界・学界の国際標準化への意識が格段に向上した。
- ・平成23年3月、「アジア基準認証推進事業」（平成22年度補正9.9億円、平成23年度予算1.8億円）を立ち上げ、主に中国、韓国、タイ、マレーシア及びシンガポールとの共同研究開発を通じてアジア地域との国際標準化・認証での合従連衡を目指している。

成果2 内閣主導での総合的なクールジャパンの推進

- ・従来各省で実施されていたコンテンツ支援施策に、食や観光などを加え、内閣主導の下、総合的なクールジャパンを政府で統一的に推進する体制を構築し、実行に移している。
- ・平成22年10月に「クールジャパン推進に関する関係府省連絡会議」（知財担当大臣政務官が議長）を発足させ、政治主導の下で、関係府省の情報共有と協力の枠組みを構築した。平成23年3月に「クールジャパン推進に関するアクションプラン」を取りまとめ、同年5月に大震災を踏まえた大幅改定を行い、関係府省で取組を進めている。
- ・具体的には、総務省では、地域発の番組を44本製作し、平成23年1月のダボス会議（スイス）や4月のジャナドリヤ祭（サウジ）等で放映し、その結果、ダボス会議に参加した台湾企業が、番組を購入して航空会社20社に再販売し、世界中で機内放映されている。

経済産業省では、平成23年8月以降、対象国のニーズに即したクールジャパンの海外展開を順次実施している（8カ国、平成23年度予算12億円）。

外務省では、在外公館を中心に現地関係機関、民間企業が参加する「クールジャパン支援現地タスクフォース」を11か国13都市にて設置。情報共有、連携の場として、平成23年9月以降順次活動を開始している。

- ・平成23年9月、政府として統一的に取り組むロゴ・メッセージを発表。二次補正予算(11億円)、三次補正予算(1億円)を確保し、平成23年12月以降、国内外でのイベントを含むクールジャパン推進のための事業を関係府省と一体的に順次実施している。(内閣官房知財事務局)
- ・平成23年6月に成立した総合特別区域法に基づき、12月には、地域活性化総合特区としてアジアのコンテンツ産業拠点都市を目指す「札幌コンテンツ特区」を指定し、映画・放送番組の道路上のロケ撮影許可の規制緩和や海外からのロケ撮影隊の支援を行う統一窓口の設置を目指している。

成果3 日本政府提唱の知的財産権侵害の防止に関する新協定

- ・日本が平成17年のG8サミットで提唱した「偽造品の取引の防止に関する協定」(ACTA)は、日米を含む11ヶ国・地域による交渉の結果、平成22年10月の東京会合において大筋合意し、平成23年4月に協定文が確定。同年月には仙台で「ACTA国際シンポジウム」を開催し、10月には東京で署名式(日米を含む8か国が署名)を開催した(本年1月にはEUも署名)。

日本は本協定の寄託国を務めており、関係国と協力して、協定の早期発効を目指すとともに、アジア地域を始めとした非交渉参加国に対して本協定への参加を働きかける。本協定によって、模倣品・海賊版対策が強化されることが期待される。

- ・ゲームソフトの不正利用で使われるアクセスコントロール回避装置の提供行為に対する規制強化を目的として、規制対象を拡大するとともに、輸出入を禁止し、これらの違反行為に対して刑事罰を科すため、平成23年3月に関税法を、5月に不正競争防止法を改正した(著作権法の改正法案を国会に提出中)。

成果4 中小企業に優しい特許システムの構築

- ・平成23年4月、中小企業の特許出願を支援する「ワンストップ相

「談窓口」を全国 47 都道府県に設置。特許出願に不慣れな中小企業のために、類似技術調査や発明提案書の作成指導などを行うほか、弁理士費用を含む出願費用の予見性を高める取組（「IPコンダクター支援」）を行い、中小企業の権利取得を親身に支援する体制を整えた。

- ・平成 22 年 4 月、中小企業のグローバル出願を支援する助成制度の対象に意匠及び商標を追加した。同年 11 月から、同制度の運用柔軟化を図り、平成 23 年 9 月には全国 26 センターまで支援が拡大した（従来はセンター側負担の関係で 10 センターに留まっていた）。
- ・平成 23 年 5 月、特許法を改正し、中小企業の特許料減免期間を 3 年から 10 年間に延長した（平成 24 年 4 月施行予定。イメージとして、3 年間で約 0.5 万円減免から 10 年間で約 11 万円減免。）。同年 8 月に、特許審査請求料を引き下げた（平均的に審査請求料を約 20 万円から約 15 万円へ約 25% 引下げ）。

成果 5 電子書籍や放送番組配信の推進

- ・平成 22 年 6 月、総務省・文部科学省・経済産業省の 3 省共同懇談会が、デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に向けて提言。これを受け、平成 23 年 9 月、国内出版社 20 社が電子書籍の普及促進を目的とする出版デジタル機構の設立を合意。
- ・総務省の支援で、平成 23 年 3 月、様々なプラットフォームや端末が採用する多様なフォーマットへの変換を可能とする電子書籍交換フォーマットが策定された。
- ・総務省の支援により EPUB 日本語拡張仕様が策定され、平成 23 年 10 月、IDPF（国際電子出版フォーラム）が当該仕様を採用した EPUB3.0 を確定した。
- ・平成 22 年 7 月から、映像コンテンツ権利処理機構（aRma）が、総務省の支援で一元的な実演家の権利処理業務を開始していることもあり、放送番組の電子配信が加速化している。例えば、NHK では、オンデマンドの配信番組数が平成 22 年度に約 1 万 3 千件と増加（前年度比約 16% 増）した。平成 22 年 7 月から、民放で初めてフジテレビが全枠ドラマ配信を開始した。平成 23 年 8 月にはキー局 5 社と電通がインターネット TV 上の共同配信について基本合意した。

成果6 海外向けコンテンツファンドの創設

- ・平成23年10月、本邦コンテンツの海外展開支援のため、産業革新機構は、60億円を出資する All Nippon Entertainment Works を設立した。新会社は、国内の魅力あるストーリーを基に、米国・アジア市場向けの映画の企画開発業務を実施し、世界に通用する作品づくりを支援する。

成果7 営業秘密やライセンス契約者の保護強化とデジタル・ネットワーク時代に対応する著作権法の整備

- ・平成23年5月、営業秘密侵害事件に関し、刑事裁判で営業秘密が公になることを懸念して被害企業が告訴をちゅうちょするがないよう、刑事裁判手続において申出に応じて営業秘密を公にしないことができる新たな仕組みを導入する不正競争防止法の改正を行った。
- ・他者の特許を利用するライセンスを受けた者は、特許庁に事前に登録していない場合に、事業買収などで特許権を譲り受けた者から差止請求をされると、事業が継続できないおそれがあった。特に、知財の知識や交渉力に乏しい中小企業では、死活問題となることが懸念された。平成23年5月、ライセンスを受けた者が、事前登録なしで、突然の差止請求に対抗できる制度（いわゆる「当然対抗制度」）を導入する特許法改正を行った。
- ・平成23年1月、デジタル・ネットワーク時代に対応するため、文化審議会著作権分科会において法制化に向けた最終報告を取りまとめ、政府の方向性を決定した。これを受け、個別具体的に権利制限規定を限定列挙している現行の著作権法に、柔軟な対応が可能な権利制限の一般規定を導入する改正法案を国会に提出中。

成果8 特許制度の国際調和推進～米国特許法の先願主義への歴史的転換と中国との特許審査ハイウェイの開始～

- ・知的財産戦略本部は、設置当初から特許制度の国際的な制度調和の取組を進めてきており、特許庁を中心に欧州とともに米国に働きかけてきた。その結果、平成23年9月、米国で従来の先発明主義から先願主義に移行する画期的な米国特許法改正が実現した。

- ・中国において、我が国企業の技術の迅速かつ質の高い特許権による保護を可能とするため、我が国が主導して働きかけを行い、日中間の特許審査ハイウェイ（ある国で特許と判断された出願について別の国が早期に審査を行う制度）を、平成23年11月から世界に先駆けて開始した。

以上